

4月定例教育委員会 会議録

1、開催日時 平成29年4月20日（木）午前10時00分から午前11時15分

2、開催場所 市役所3階第一委員会室

3、出席委員の氏名

教育長 梶原 清

職務代理者 小林 重雄

委員 小林 孝次、川村 直廣、上野 清、赤澤 敬子

委員以外で出席した職員

教育委員会教育次長、学校教育課長、学校教育課長補佐、生涯学習課長補佐

4、教育長開会宣言

5、会期の決定

6、今回会議録署名委員

小林重雄委員、小林孝次委員が指名される。

7、前回の会議録の承認

職員が3月定例会会議録を朗読し承認される。

8、教育長報告

平成29年3月30日から平成29年4月19日までの教育長活動が報告された。

学校教育課長より、指定校変更6件について資料に基づき説明を行い、申請事由が適正であることから承認・承諾を行うとともに、他市教育委員会との区域外就学の協議を行った事務処理について報告がなされた。

9、議 事

議第1号 学校評議員の委嘱について

[説明] 学校教育課長

都留市立小・中学校管理規則第9条の3第3項並びに都留市立小中学校・学校評議員設置要綱第5条に基づき、各学校長より資料のとおり学校評議員が推薦され、この推薦に基づき教育委員会が委嘱するものである。

評議員は5名を基準としているが、都留文科大学附属小学校4名、旭小学校3名、都留第一中学校4名、その他の学校は5名で運営されている旨の説明あり。

梶原教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第2号 教育研修センター運営委員の委嘱について

[説明] 学校教育課長

平成29年3月31日をもって、都留市教育研修センター運営委員の任期が満了したことに伴い、同センター運営委員会設置要綱第3条第1項に基づき、別紙(案)により教育委員会が委嘱及び任命するものである。なお、委嘱委員については、校長会、教頭会及び教育会の役員を充て職とする旨の説明あり。

梶原教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

議第3号 小中学生資格取得補助金交付要綱（案）について

〔説明〕 学校教育課長

昨年の12月定例会、今年の2月定例会において協議いただいた小中学生の資格取得補助制度についてであるが、3月30日に行われた市長と教育委員会との総合教育会議でも制定の方向で承認された。

また、企画会議においても機関決定を受けたので、本委員会に議題として提案させていただき、協議をお願いしたい旨の説明あり。

川村直廣委員

要綱の第2条に「市内に住所を有し」とあるが、市外から本市に通学している児童・生徒は補助対象にならないのか？また、高校生にも補助金を出しているが、その場合も住所要件はあるのか？

学校教育課長

市外に住所があり、本市に通学している児童・生徒は対象にならない。あくまでも都留市に住所がある児童・生徒が対象となる。高校生の場合も同じで、逆に市内に住所があれば市外の学校へ通っている場合でも対象となる。

小林重雄委員

6月議会の市長説明でもこのことについて、触れられると思うが、県下の中でも特に都留市は、子ども達の学力向上や学習意欲の向上のために、熱心に取り組んでいることをPRしてほしい。例えば都留文科大学と連携した英語教育や各種事業に取り組んでいることなど、ただ検定取得のために補助する制度では、既に行っている自治体もあるので、マスコミに情報提供する際には、インパクトのあるPRの仕方をしてほしい。

学校教育課長

附属小の英語特区では、小学校6年時には、5級、4級程度の力を着けることも目標の一つとしており、これは、取得することが最終的な目標ではないが、他市にはない、大学と連携をしている附属小の特区に絡めながらPRしていきたい。

以上の発言あり。

梶原教育長が意見を求め協議したところ、原案のとおり承認された。

【原案のとおり決定】

10、その他

[説明] 教育次長

(1) 生涯学習課関係イベント等について

[説明] 学校教育課長

(2) 学校教育課及び生涯学習課の事務事業概要について

(3) 連合会総会について

(4) 平成29年度学校訪問について

(5) その他

【 了 知 】

11、教育長閉会宣言